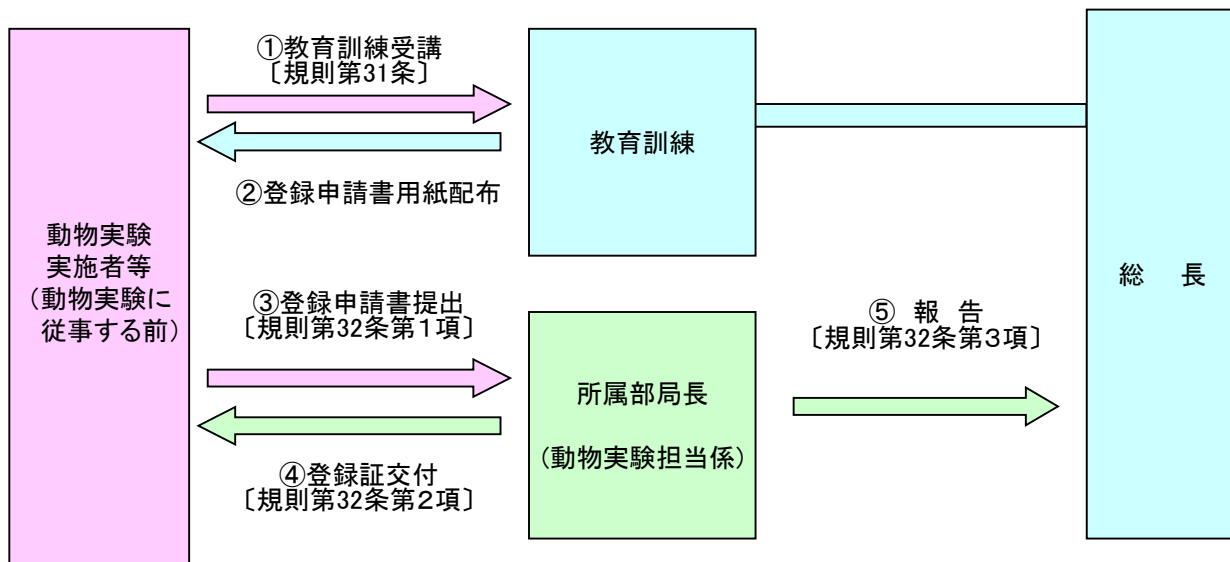


動物実験実施までの手続き

〔規則：九州大学動物実験規則〕
〔細則：九州大学動物実験細則〕

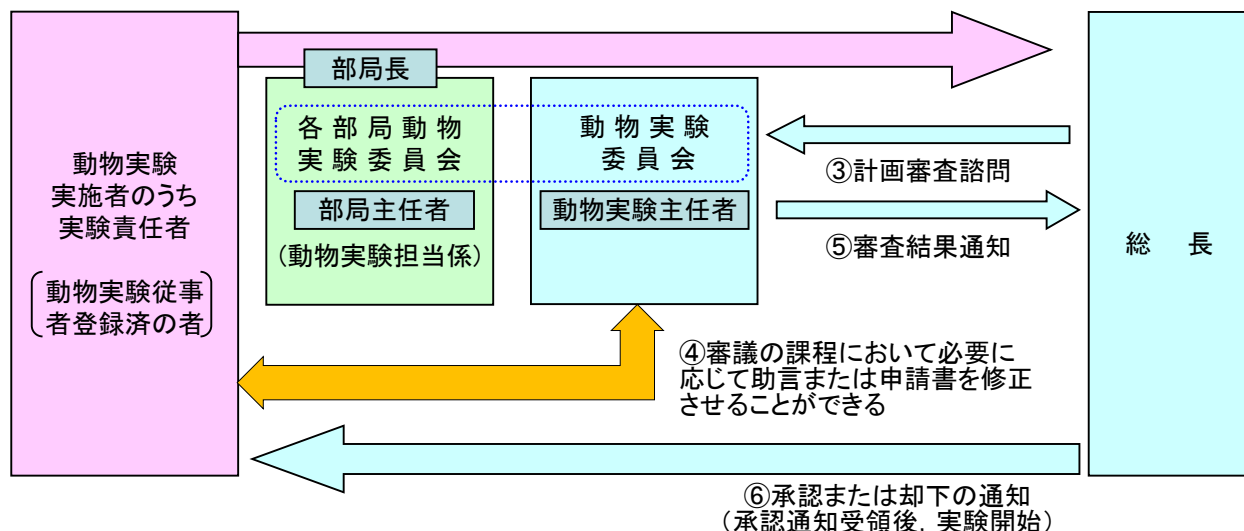
1. 教育訓練〔第31条〕・動物実験従事者の登録〔第32条〕



- ① 動物実験実施者等は、動物実験に従事する前に教育訓練を受講しなければなりません。
- ② 教育訓練の際に動物実験登録申請書用紙(講師の確認印押印済)が配布されます。
- ③ 動物実験登録申請書に必要事項を記入の上、所属部局の動物実験担当係に提出してください。
- ④ 所属部局の動物実験担当係は、申請者が教育訓練を受講していることを確認の上、動物実験従事者登録証を交付します。
- ⑤ 所属部局の動物実験担当係から総長(学術研究推進課)あてに登録した者の氏名が報告されます。

2. 動物実験の審査手続〔第10条〕

①②動物実験申請書提出
〔規則第10条第1項、第3項～第6項〕

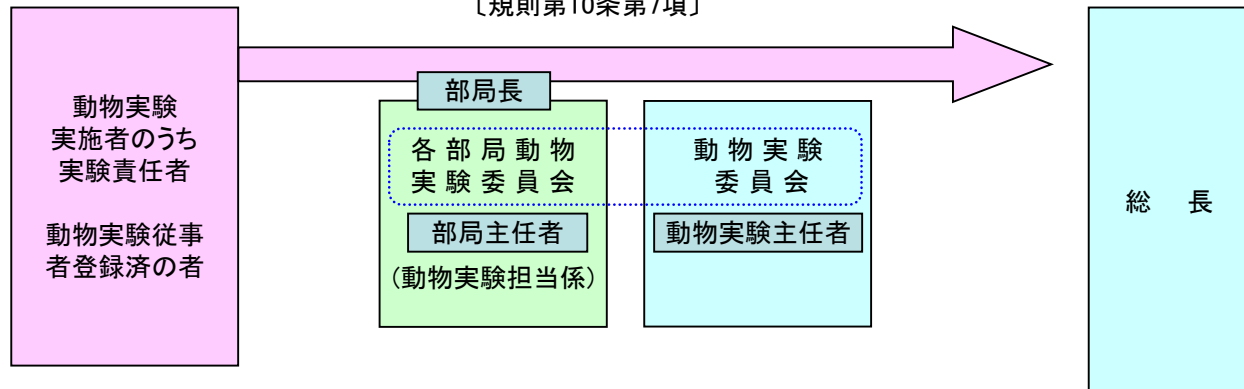


審査手続き

- ① 動物実験実施者のうち、動物実験責任者は、動物実験の開始前に、動物実験申請書を、所属部局長を経て総長に提出し、承認を得なければなりませんので、所属部局の動物実験担当係に、計画書を提出してください。
 - ② 部局長は、①の提出にあたっては、部局委員会に事前審査を行わせて、その審査結果を総長（学術研究推進課）へ報告してください。
 - ③～⑥ 総長は動物実験委員会の審査を経て、承認または却下の決定をします。総長（学術研究推進課）からの承認通知受領後、動物実験を開始してください。
- ※ 承認を受けた実験計画を変更する場合も同様の手続をとります。（規則第10条第2項）
（動物実験変更承認申請書に、変更箇所を記載した実験申請書を添付の上、提出すること。）

3. 実験実施結果の報告〔第10条〕

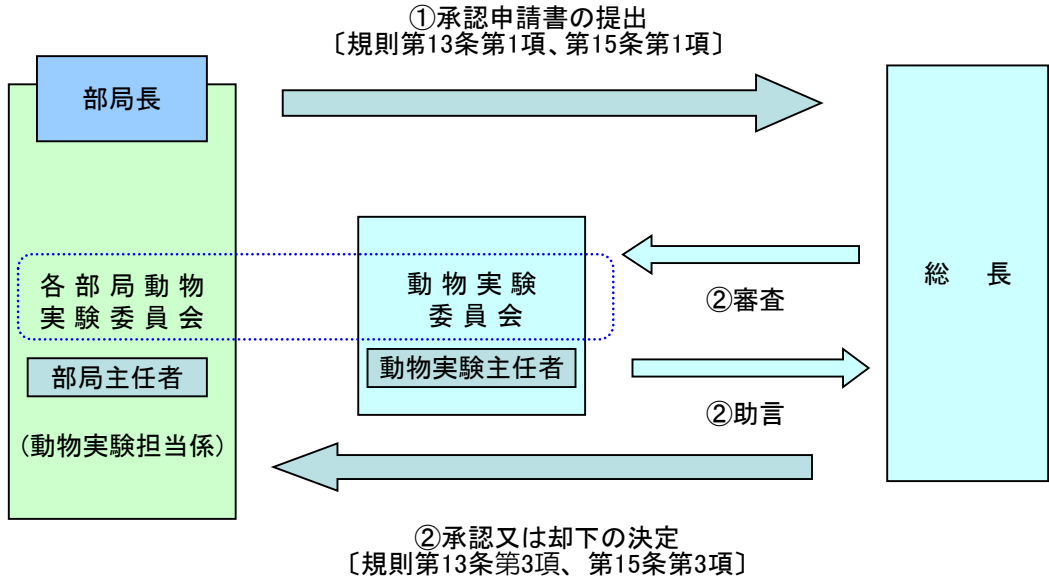
①実験の中止、終了について報告
〔規則第10条第7項〕



動物実験責任者は、実験を終了または中止した場合、実験計画の実施の結果について所属部局長を経て総長に報告しなければなりませんので、結果報告書を所属部局の動物実験担当係に提出してください。

4. 実験動物の飼養保管施設または実験室の設置もしくは変更の申請 又は廃止の届出〔第13条、第15条、第18条〕

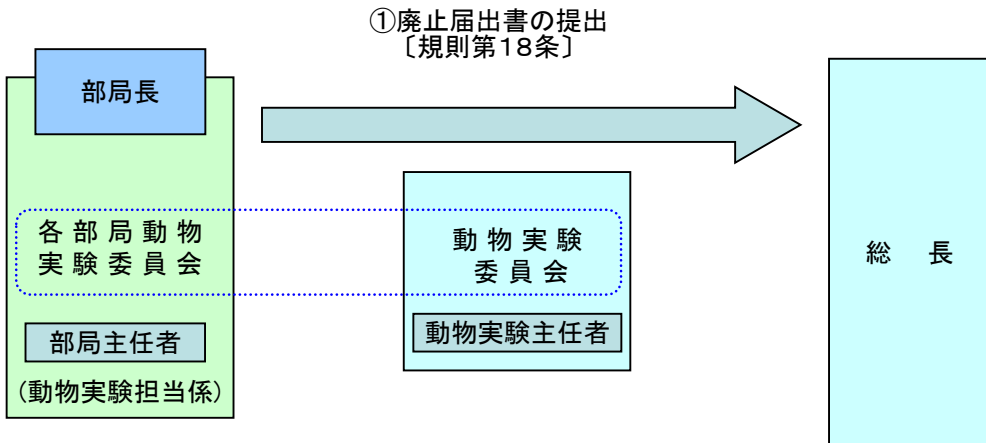
(施設等の設置もしくは変更・・・承認制)



① 部局長は、実験動物の飼養保管施設又は実験室を設置若しくは変更するときは、総長に申請し承認を得なければなりませんので、承認申請書を、所属部局主任者の確認を経て総長(学術研究推進課)に提出してください。

② 総長は、施設等を動物実験委員会に審査させ、その助言により施設等の承認又は却下を決定します。

(施設等の廃止・・・届出制)



① 部局長は、承認された施設等を廃止したときは、総長に届出なければなりませんので、廃止届出書を、所属部局主任者の確認を経て総長(学術研究推進課)に提出してください。